

第1号議案

議会からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により議会から意見を求められた平成23年5月定例府議会への次の提出議案について、その趣旨、内容とも適当であると認められる旨を回答したことを承認する。

平成23年6月8日

大阪府教育委員会

第13号議案 府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

<参考>

[内容]

地方分権を一層推進する観点から、豊能地区3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町）の公立小中学校の教職員（府費負担教職員）の人事権を、当該市又は町へ移譲するため、所要の改正を行う等。

[施行期日]

平成24年4月1日等

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。
以下（略）

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育委員会 教職員室 教職員企画課・教職員人事課

■改正の理由

- (1) 地方分権を一層推進する観点から、豊能地区3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）の公立小中学校の教職員（府費負担教職員）の人事権を、当該市又は町へ移譲するため、所要の改正を行う。
- (2) 国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行う。

■改正の内容

- (1) 条例の名称を「府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」に改める。
- (2) 豊能地区3市2町の府費負担教職員の「任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務」並びに「研修に関する事務」を当該市又は町が処理することとする。
- (3) 「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」が「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」となることに伴う規定整備。

■施行期日

- (1) 条例の名称及び教職員人事権の市又は町への移譲
平成24年4月1日
- (2) 子ども手当支給法改正に伴う規定整備
公布の日

■政策アセスメント・制度間調整

- (1) 教職員人事権の市又は町への移譲について
 - ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条の規定による知事と市町長との協議（平成23年4月28日同意）
 - ・職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和39年大阪府条例第45号）の一部改正
 - ・職員の退職手当に関する条例の一部改正（昭和40年大阪府条例第4号）の一部改正
 - ・職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）の一部改正
 - ・職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）の一部改正
- (2) 子ども手当支給法改正に伴う規定整備について
 - ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条の規定による知事と大阪市長との協議（平成23年5月10日同意）